

「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金交付要綱

制定	平成29年6月22日	市長決裁
改正	平成30年3月22日	高齢介護福祉課長決裁
改正	令和2年3月27日	高齢福祉課長決裁
改正	令和2年6月1日	高齢福祉課長決裁
改正	令和5年3月1日	高齢福祉課長決裁
改正	令和5年10月1日	高齢福祉課長決裁
改正	令和7年2月21日	高齢福祉課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に基づく一般介護予防事業として本市が実施する「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「くまもと元気くらぶ」とは、市内において市が介護予防に向けて推奨する運動を取り入れた活動（以下「介護予防活動」という。）を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者の半数以上は65歳以上の者で構成する団体であること。
- (2) 毎回の参加人数は概ね10人以上を確保すること。ただし、特段の配慮を要する事情があると認められる場合については、この限りではない。
- (3) 市が推奨する運動を概ね週1回以上行っていること。
- (4) 運動機能評価を行っていること。
- (5) 政治若しくは宗教に係る活動を行う団体又は営利を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の収入及び支出の状況を常に明確にすること。
- (7) 毎回の介護予防活動の参加者数等を記録し管理すること。
- (8) 団体への参加を希望する者が広く加入できる仕組みを構築していること。
- (9) 活動場所等の安全性及び緊急時や事故発生時の対応策を確保すること。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、前条の「くまもと元気くらぶ」の要件を満たす団体とする。

(暴力団員等の排除)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第12条第4号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金等の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額及び率)

第5条 補助金の額及び率は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を申請する際は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 「くまもと元気くらぶ」補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 「くまもと元気くらぶ」活動計画書（様式第2号）
- (3) 参加者名簿（様式第3号）
- (4) 「くまもと元気くらぶ」収支予算書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付の決定)

第7条 市長は、前条による交付申請があったときは、当該申請書の審査等を行い、適正と認めるときは、速やかにその決定の内容を「くまもと元気くらぶ」補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到着した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

(計画変更の申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく「くまもと元気くらぶ」補助事業計画変更申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には「くまもと元気くらぶ」補助金交付取消・変更通知書（様式第7号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 補助金の交付を受けた団体は、その代表者に変更があった場合は、速やかに代表者変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添え、市長に報告しなければならない。

(1) 「くまもと元気くらぶ」活動実績報告書（様式第9号）

(2) 「くまもと元気くらぶ」収支決算報告書（様式第10号）

(3) 請求書（様式第11号）

(4) その他市長が必要と認める事項

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条による報告を受けたときは、規則第10条に基づき当該報告書の審査を行い、補助金の額を確定し、「くまもと元気くらぶ」補助金交付確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする者は、「くまもと元気くらぶ」補助金概算交付申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときには、「くまもと元気くらぶ」補助金概算交付通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（経費事務等）

第12条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認める

ときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第15条 補助金の交付を受けた団体は、第13条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた団体の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた団体が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち単価30万円以上のものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡

し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該補助金の交付を受けた団体が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、この要綱による改正後の「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金交付要綱についての規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の「くまもと元気くらぶ」活動支援事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後3年を目途として、補助金支出の効果の検証を行い、その結果に基づいて要綱の改廃を含め必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条・第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
物品購入費	介護予防活動を実施するために必要な椅子、おもり、DVDプレーヤー等の購入に要する経費 ただし、1品又は1組の取得価格は、20,000円未満（税込）とし、補助金の交付は各団体に対し、1回限りとする。	1/2	58,000 円 以内
活動費	介護予防活動を行うための講師謝礼金並びに会場・機器の使用及び賃借等に要する経費 介護予防活動の参加者の傷害等に係る保険に要する経費 各活動団体の活動状況の管理、周知及び活動団体への加入促進等に必要な消耗品及び印刷等に要する経費 介護予防活動を実施するために必要な椅子、おもり等の追加購入に要する経費	1/2	74,000 円 以内